

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第101回）議事録

令和2年6月25日（木）  
14時00分～16時00分  
旧文部省庁舎2F文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）石井委員，井上委員，大木委員，神吉委員，黒崎委員，島田委員，戸田委員，根岸委員，野田委員，南田委員，浜田委員，眞嶋委員，松岡委員，村田委員，毛受委員（計15名）  
（文化庁）高橋国語課長，平山専門官，津田地域日本語教育推進室長補佐，増田日本語教育調査官，北村日本語教育専門職，松井日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第101回日本語教育小委員会議事概要
- 2 「日本語教育の参照枠」一次報告（案）
- 3 「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループの進め方について
- 4 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方について

〔参考資料〕

- 1 第20期日本語教育小委員会の審議内容について
- 2 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針
- 3 日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議の設置について

〔机上配布資料〕

- 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育のための標準的なカリキュラム案について  
(平成22年5月19日)
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) (平成25年2月18日)
- 3 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(リーフレット)(平成25年2月18日)
- 4 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)(平成26年1月31日)
- 5 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告) 改訂版 (平成31年3月4日)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 議事1「「日本語教育の参照枠」一次報告（案）について」，事務局から配布資料2「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」について説明を行った後，意見交換を行った。
- 3 議事2「日本語能力の判定基準等について」，根岸座長から配布資料3「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループの進め方について説明があり，意見交換を行った。
- 4 議事3「「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定について」事務局から配布資料4「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方について」説明を行った後，意見交換を行った。
- 5 事務局から参考資料2「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」及び参考資料3「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議の設置について」説明を行った。
- 6 次回の日本語教育小委員会は令和2年9月10日（木）に行うことを確認した。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

## ○石井主査

ただいまから第101回、今期第2回の日本語教育小委員会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で前回、第100回の日本語教育小委員会はメール審議ということになりました。今期も主査を拝命することになりました石井と申します。副主査の野田委員とともに、前期に引き続きまして、審議の進行を担当させていただきます。皆様、どうぞよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

本日は、日本語教育小委員会が設置されて以来、初めての一部遠隔による審議となります。傍聴は約150名と伺っております。本日の会議では、カメラは定点設置となっております。御発言の顔が映らないこととなります。御了承いただければと思います。御発言いただく際には、お名前を言ってから御発言ください。委員の皆様も御協力よろしくをお願いいたします。

また、傍聴者の皆様におかれましても、今話している人の顔が出てこないことが起こりますので、そのことについて御理解のほどお願い申し上げます。

日本語教育に関しましては今週の火曜日、6月23日にとても大きい出来事がありました。昨年の6月28日に日本語教育推進法が公布・施行されまして、間もなく1年ですが、国の日本語教育の基本的な方針が閣議決定されたというニュースでございます。事務局として取りまとめを担当された国語課長に、後ほど御説明をいただきたいと思っております。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」改定版と同様に、この基本方針においても、日本語教育小委員会の今期の審議テーマと関連しておりますね。

初めに、今期新たに日本語教育小委員会の委員としてお迎えしておりますお三方を御紹介申し上げます。黒崎委員、島田委員、眞嶋委員、一言ずつ御発言をお願いいたします。

## ○黒崎委員

黒崎誠と申します。ラボ日本語教育研修所というところにおります。日本語学校、それから教員養成・育成の立場から、何かお力を発揮できることがあればと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

## ○島田委員

島田でございます。日本大学に勤務しております。日本語能力、特にテストなどの研究、それからCan-do statementsを評価にどのように利用するかなど、そういった観点から研究しております。少しでもお役に立てますよう尽力いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

## ○眞嶋委員

大阪大学に勤めております眞嶋潤子と申します。日本語教育学が専門でございます。CEFRの追っかけをかれこれ20年ぐらいやっております。立派な先生方とCEFRを共通言語のようにして使える会議に出席させていただけるということで、大変光栄に存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

## ○石井主査

皆様よろしくをお願いいたします。それでは、早速、本日の議事に入ります。本日は4つの議事を予定しております。1つ目は、「『日本語教育の参照枠』一次報告(案)」について、2つ目として、本小委員会に設置された2つのワーキンググループのうち、「日本語能力の判定基準」等に係るワーキンググループについて、座長の根岸委員から御説明いただきます。3つ目ですが、「日本語能力の参照枠」に基づく「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定についてです。4つ目その他として、日本語教育推進法の基本方針と、「日本語教育の資格の在り方について」(報告)の取りまとめ後の検討について事務局説明を予定しております。

2時間という限られた時間での審議でございます。皆様、進行に御協力いただきますよう、そして活発な御議論をお願いいたします。議事に入る前に、本日の出席者及び配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

#### ○増田日本語教育調査官

調査官の増田と申します。本日の出欠について御報告します。東松委員が御欠席です。そして会場にお越しいただいているのは、副主査の野田委員、井上委員、黒崎委員、戸田委員、村田委員、毛受委員の6名です。遠隔会議システムにより9名の委員に御出席いただいております。本会議は16名の委員で構成され、うち15名に御出席いただいております。定足数を満たしていることを御報告いたします。本日の会議資料ですが、議事次第のとおり全部で7点ございます。

#### ○石井主査

議事に入ります。議事1の『日本語教育の参照枠』一次報告(案)について、前回2月14日の日本語教育小委員会における検討等を踏まえた修正点について、事務局に御説明をお願いします。その後、委員の皆様にご審議をいただきたいと思っております。この一次報告(案)は、7月からパブリックコメントを行い意見を広く公募した上で、それらを踏まえて更に議論を行う予定であります。パブリックコメント前の最後の審議となりますので、御意見等をお願いいたします。

#### ○松井日本語教育専門職

ここからは専門職の松井が御説明させていただきます。資料2を御覧ください。厚い冊子になっているものでございます。『日本語教育の参照枠』一次報告(案)でございますが、昨年、日本語教育小委員会の下に設置されました日本語教育の標準に関するワーキンググループで検討いただいた後、日本語教育小委員会において御審議いただいた内容を整理し、まとめたものとなっております。2月14日に開催されました第99回日本語教育小委員会において、委員より御指摘いただいた点に関する修正等、新たに追加されました箇所等について御説明いたします。

変更点は大きく3つございます。まず1つ目は報告書の名称ですが、前回までは日本語教育の標準に関する一次報告(案)であったものを、『日本語教育の参照枠』一次報告(案)に改めております。これは小委員会及びワーキンググループでの審議で「標準」という表現がこの報告書で示す内容にそぐわないということで、御指摘いただいたことによるものでございます。

なお、本報告書本文中1, 2ページに出てくる「標準」という言葉を全て「参照枠」に置き換えてしまいますと、審議の経緯を適切に反映しない文章になってしまいますので、1, 2ページの本文中に「標準」という言葉が使われている箇所につきましては、審議の経緯を踏まえて、「標準」や「参照枠」という表現といたしました。これが1点目です。

2点目ですが、目次の後に「はじめに」を加えております。見開きのページになりますが、本報告(案)の目指すところを端的に表すとともに、国の施策や法律など報告書に関連する社会の動きについても記載しております。パブリックコメントに先立ち、「はじめに」についても、ぜひ委員の皆様のご意見を賜れたらと思っております。

3つ目の変更点でございます。3つ目は、3章の参考資料です。ページになりますと64ページからになりますが、2つの資料を追加いたしました。追加した資料は、3、「標準的なカリキュラム案Can-do」一覧(試案)と、4、JF日本語教育スタンダードについてになります。

3、「標準的なカリキュラム案Can-do」一覧(試案)については、『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案についてを基に、日本社会で暮らす生活者としての外国人が、最低限必要とされる生活上の行為を日本語で行えるようになり、かつ言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語での意思疎通を図り、生活できるようになることを目的とした言語活動を能力記述文として示したものでございます。全部で293あるカリキュラム案の能

力記述から132のレベル別Can-doをこちらで示しております。検証につきましては、現在、質的な検証まで終わっておりまして、今年度から来年度にかけまして、量的な検証を行うことを予定しております。

次に、参考資料4. JF日本語教育スタンダードについてですが、国際交流基金が公開しておりますJF日本語教育スタンダードについての説明でございます。こちらに関しては、理念的な説明から活用できるリソースなどについての説明があります。

以上が資料2, 『日本語教育の参照枠』一次報告(案)」に関する説明でございます。御説明いたしました3つ以外には、誤字・脱字や細かい体裁を直したこと以外、修正点はございません。この『日本語教育の参照枠』一次報告(案)」は、7月1日よりパブリックコメントとして広く国民に意見募集を行うことを予定しております。意見募集の詳細につきましては、本日は委員限りとしておりますが、机上配布資料の「委員限り」の意見募集の実施についてという資料を御覧いただければと思っております。

意見募集の期間は令和2年7月1日水曜日から令和2年8月3日月曜日までとし、広く国民の皆様から御意見をいただくため、1か月間実施いたします。御意見をいただく内容としては、『日本語教育の参照枠』一次報告(案)」の1章から3章までという全体になります。意見の提出方法は、電子メール、ファクス、郵送となっており、提出期限は令和2年8月3日月曜日必着となっております。ぜひ多くの皆様に御意見、コメントをいただければと思っております。

以上、資料2に関する事務局からの御説明となります。

#### ○石井主査

ありがとうございました。前期「日本語教育の標準に関するワーキンググループ」で本報告案を検討して下さった松岡委員と島田委員から補足やコメント等があれば出していただければと思います。その後は皆様の御質問とか御意見を伺います。

#### ○松岡委員

松岡から特にありません。

#### ○島田委員

62ページの最後に幾つか課題として挙がっていますが、「日本語教育の参照枠」はCEFRを参考にするということですが、日本語の特徴がどのように入れ込めるのかなど、今後の検証課題になっていると思います。この辺りはいろいろ話し合った結果、検討課題に挙がっていますので、今後その辺りを検証していく必要があると考えております。

#### ○石井主査

ありがとうございます。それでは、ほかに何かコメント、御意見などございましたら、どうぞお願いいたします。大木委員、お願いします。

#### ○大木委員

内容的なものではなく、形式的な確認なので、どちらかという事務局にお答えいただくのが適切かもしれません。この「日本語教育の参照枠」一次報告案を来月から意見公募手続きにかけると伺いました。取りまとまった段階でどういった法的な位置付けを持つのか、あらためて確認させていただきたいと思います。「参照枠」は、行政手続法に基づく意見公募手続きが規定する審査基準や処分基準等に当たるものではない、少なくとも法令ではないと捉えていますが、関係者が可能な範囲で従うべきガイドラインのようなものでしょうか。

○松井日本語教育専門職

私からお答えいたします。大木委員のおっしゃるとおり、これは特に法的な位置付けで定めているものではございません。あくまでも参照枠として広く現場の皆様にお使いいただけるものをお示ししたところが現状でございます。

○大木委員

分かりました。

○石井主査

浜田委員，お願いします。

○浜田委員

最終報告書をおまとめくださって、本当にたくさんの作業を非常に分かりやすくまとめてくださったと思っています。残された時間がない中で、ないものねだりの部分もあるのですが、これまでの議論をあまり知らない人が今回の一次報告案を見ると、参照枠とは能力を測るための標準ではないとしっかり書いてあるということ。それから、CEFRをベースに作っていくということは分かるのですが、例えば3ページ、2の「日本語教育の参照枠」についてで、日本語教育参照枠が目指すものをまとめているのですが、例えばこの言語教育観の柱として挙げられている3つは、結局CEFRを下敷きにしているということですね。今、外国人のための日本語の基盤を作ろうとしている我々として、どういう目標・理念を持ってこの参照枠を世に問うのか、何か理念の部分でもう少し一般の方にも分かりやすく示していると良いと感じました。

例えば3ページの白丸の4つ目、「多文化共生社会に向けて」という言葉があって、恐らくこの一言に集約されているのかもしれませんが、なぜ社会的存在として捉える必要があるのか、なぜできることに着目する必要があるのかをもう少し言語化して示すことによって、私たちが示している、抱いている、提案しようとしている日本語教育がどういうものかを、皆さんに知っていただくことができるのではないかと思います。

○松井日本語教育専門職

事務局から失礼いたします。委員御指摘の「理念を分かりやすく示す」という点に関してはごもっともだと思っております。この点に関しては「はじめに」の部分の書き込みを含めて、より「日本語教育の参照枠」が世に問うべき理念を明確に今後も書き込んでいきたいと思っております。

○石井主査

眞嶋委員，お願いします。

○眞嶋委員

失礼します。3ページ、4ページのところですが、(2)の3つ目の丸で、「基礎段階の言語使用者をAとし、自立した言語使用者をB、C」と説明があるのですが、「言語使用者をA」と言うのは何か人を指しているようで違和感を覚えます。その使用者が持っている能力、あるいは能力段階をAと呼ぶのではないのでしょうか。

○石井主査

事務局，いかがですか。

### ○松井日本語教育専門職

これは6レベルの表の用語をそのまま持ってきておりますので、6レベルの表の用語をそのまま文章にしますと、眞嶋委員御指摘のとおり、A、B、Cが人そのものを指すような文意にも読み取れるということがございますので、この点についても修正を検討したいと思います。

### ○眞嶋委員

よろしく申し上げます。

### ○石井主査

いかがでしょうか。何か御意見、御質問がおありの方、挙手をお願いします。浜田委員。

### ○浜田委員

3ページ、白丸の3つ目のところですが、日本語教育に関わる全ての関係者がこの参照枠を参照することによりと書いてあるのですが、気持ちとしては、私もこういう気持ちではあるのですが、「全ての」と言われてしまうと、何か参照しない自由はないのかというようなことも気になるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

### ○石井主査

特に御意見が今ここでないようでしたら、この辺は先ほど別な御意見もあって、多文化共生社会に向けてとかいうことをぼっと言ったときに、一体、本当にどの範囲の人たちがそのイメージをきちっと持ってきてくださるかとか、この報告書の対象が誰かということもありますので、いろいろその辺りもう一度、事務局で今出たようなところに関して吟味していただいて、必ず変えなければいけないということではなくて、恐らく御意見としても、必ずここおかしいとかいうことではなかったと思いますが、我々、つまりこのトピックに関して議論している人間と、日本語指導、日本語のサポートとか地域のいろいろなところいらっしゃるそういう方たちにもすっと入るような表現を考えることも確かに重要だと思います。その辺りはもう一度少し御吟味いただくということで、必ず変えなければいけないという御意見でもなかったと思いますので、もう一回見ていただければと思います。よろしゅうございますか。

毛受委員、お願いします。

### ○毛受委員

社会的存在と捉えるというところは非常に重要なところで、逆に言うと、今300万人近い外国人が日本にいるわけですが、考えてみると、300万人近い外国人の人が日本に住んでいるわけですが、今まで社会的存在として捉えてこなかったのかということだと思っております。そういう意味で言うと、反省が一つあって、これからは外国人の人たちに対して新しい捉え方をしていくということ、違うフェーズに入るのだということはこの報告で明確に述べるのが、この「日本語教育の参照枠」の重要性を国民に広く知らせる上でも重要なのではないかと思います。そういうことも念頭に置いて書き直すことを検討していただければと思います。

### ○石井主査

ありがとうございます。ほか何かお気づきの点はございますか。村田委員、お願いします。

### ○村田委員

村田でございます。先ほどの参照する自由、参照しない自由ですが、浜田委員がおっしゃったように自由を侵害するものではなく、主査がまとめてくださったような方法で良いと思いますが、

むしろ参照したいと思っている人がきちんと理解できるように、これをぽんと渡されてすぐに教育活動に生かせるというものではありませんので、広報や研修を合わせてしっかりやっていく必要がありますね。我々としては、全ての人に参照してもらいたいという気持ちで発信しているわけですので、そういった点を含めた書きぶりにしていただければいいのではないかと思います。

## ○石井主査

よろしいでしょうか。本報告の主題については、反論はなかったと思います。むしろ伝わりやすくする工夫はもう少しあってよろしいかと思います。いろいろ御意見ありがとうございます。

これに関しましては一旦ここまでとして、この先に広く国民の意見を伺うための意見募集がございますので、またその結果を見てさらに議論したいと思います。

次の議題は「日本語教育能力の判定基準」等についてでございます。議事の2、日本語能力の判定基準について、「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループの座長である根岸委員より、現在の検討の状況について伺いたいと思います。その後に皆様からの御意見を頂戴します。

## ○根岸委員

「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループの座長を務めることになりました根岸です。第1回のワーキンググループは5月25日に持ち回り開催として実施したところです。資料3、「『日本語能力の判定基準』等に関するワーキンググループの進め方について」を御覧ください。

1ページ目は、第1回日本語教育小委員会で委員の皆様にご承いただいたものですが、簡単に御説明させていただきます。1つ目の丸、設置の経緯です。11の論点のうち論点3として、「日本語教育の標準」と「日本語能力の判定基準について」の2つが挙げられ、このうち「日本語教育の標準」については、先ほどもありましたように、第19期日本語教育小委員会において検討を行い、「『日本語教育の参照枠』一次報告(案)」が策定されております。昨年に引き続き、2つ目の「日本語能力の判定基準」等について検討を行うため、本ワーキンググループが設置されました。委員の名簿は机上のファイルにあります第100回日本語教育小委員会の資料5、「ワーキンググループの設置について(案)」を御参照ください。

2つ目の丸は、現状と課題についてです。これまで外国人の日本語能力を判定する方法として、国内外で様々な試験が実施され、個々の指標に基づきレベルや判定基準等が設置されています。学習・教育内容の多様化が進む中、各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備し、利用できるようにすることが現在求められています。

3つ目の丸は、本ワーキンググループの目的です。国内外の日本語学習者が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするために、「日本語教育の参照枠」の考え方にに基づき、外国人の日本語能力の判定基準及び評価の在り方について検討を行うこととしています。令和2年度末に二次報告として取りまとめる予定です。

4つ目の丸は、本ワーキンググループの実施方法です。本ワーキンググループでは、「『日本語教育の参照枠』一次報告(案)」に続く二次報告として作成する「日本語能力の判定基準」等について、日本語教育小委員会での審議のために事前の検討及び資料作成を行います。

最後の丸は検討事項(案)ですが、4つあります。1、開発したCan-doの検証方法に関するガイドラインの策定について、2、「日本語教育の参照枠」における評価の考え方について、3、既存の日本語の試験と「日本語教育の参照枠」との関連付け方法について、4、社会で活用される日本語能力の水準を判定する試験に求められる要素について。

続いて、次に2ページ目を御覧ください。能力記述文と尺度の検証方法に関するガイドライン

策定に向けた検討事項（案）についてです。

現状と課題についてですが、令和元年度に、『日本語教育の参照枠』一次報告（案）」が示され、今後様々な機関等で領域別の能力記述——以下Can-doと言います——が行われることが予想されます。そこで様々な機関で作成される能力記述が、CEFRの尺度に照らして一定の水準を保つため、その検証方法に関するガイドラインを示す必要があると考えています。テストとの関連付けで言いますと、国内の試験では、CEFRの尺度に基づいて幾つか検証されていますが、英検やGTECがあります。CEFR及びRelating Language Examinations to the'Common European Framework of Reference for Languages : Learning,Teaching,Assesment' (CEFR) .A Manualというとても長いタイトルで、以下マニュアルと呼ばさせていただきますが、参照しています。

2, CEFR (2001) 及びマニュアルで示されている検証の方法については、下の表のように大きく分けて3つの手法が示されていますが、これは全て行わなければならないというわけではなく、適正な手法を組み合わせる検証を行うことになっています。

3, ガイドライン策定に当たっての検討事項ですが、策定されたCan-doの検証についてその手法や収集するデータ数など、ここまではやってほしいという内容を簡潔に示していこうと考えています。

最後のページ、3ページ目、「日本語教育の参照枠」における評価の考え方について（案）を御覧ください。こちらは二次報告の骨子案と申しますか、そのイメージとなっています。

1では、「日本語教育の参照枠」で示した3つの言語教育観に基づく評価の理念について示します。これはCEFRの理念も視野に言語能力をどう捉え、どのように評価していくべきかについてまとめています。

2は、「日本語教育の参照枠」における言語能力観と評価になります。こちらは1で示した理念に基づき、日本語教育における評価をevaluationとassessment, この訳をどうするかというのは今後議論になるかもしれませんが、取りあえずここでは英語のままにしますが、この2つで整理し何を測るのか、日本語能力とは何か、どう測るのか、多様な評価の在り方について示します。また、パフォーマンスやポートフォリオによる評価などについても言及したいと思います。

3は、評価の妥当性、信頼性、実行可能性ですが、こちらは主に試験を中心とした評価が備えておくべき要件について示します。

4は、評価のためのリソースとしての「日本語教育の参照枠」です。こちらでは日本語能力の熟達と評価に、「日本語教育の参照枠」を用いるメリットについてまとめます。

5は、評価の種類と「日本語教育の参照枠」です。こちらはCEFRの第9章、評価で扱われている内容を基に、評価の方法について幅広く研究していけたらと思っています。

6と7については、日本語の大規模試験と「日本語教育の参照枠」との関連付け方法、社会で活用されている日本語能力の水準を判定する大規模試験に求められる要素についてです。こちらはさきに挙げましたCEFRのマニュアルを参照しつつ、できるだけ分かりやすく作成していきたいと思っています。

いずれも第1回のワーキンググループを開催したところですので、今後変更することも考えられることを最後に申し上げて、説明を終わりたいと思います。以上です。

## ○石井主査

ありがとうございます。それでは、「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループについてですが、「日本語教育の参照枠」の一部として、評価を中心に検討をいただくことになると思います。本年度末に二次報告として取りまとめを目指すということで計画が立ってしまっていて、基礎資料を作成いただくことになるわけですが、進め方について、委員から御質問あるいは御意見などありましたら、この件についてお願いいたします。



日本語のテストに関しては、平成30年度文化庁の日本語教育総合評価において、16の試験に御協力いただいているわけですが、現在20を超える試験団体が存在しているという状況にあります。日本においては、日本語の評価や試験の在り方について、特段の指針が作られていたわけではなく、留学生をはじめ、多様な日本語学習に対して指導を行う日本語教育機関においては、特に試験について学習者の進学、就職とか、その進路に直接関わるようなこととして重きを置いていると思いますが、この辺りに関して、例えば実際にそういった日本語教育機関で御指導いただいている井上委員や戸崎委員は、この評価や試験についてどのような御意見をお持ちかを伺ってよろしいでしょうか。

### ○井上委員

日本語学校をやっておりますので、主にそういう立場からの発言になるかと思います。今日も多くの方がこの会議を傍聴されていて、日本語学校の関係者の方がかなりいらっしゃると聞いております。今、留学生が主に利用している試験としてはJLPT、EJU等があるわけですが、この「日本語能力の判定基準」をこれから見直していく、作っていくとなると、どのように試験が変わっていくか関心を持たれている方、あるいは心配されている方が多いのではないかと思います。

私もこれからどのような方向でこの議論が進んでいくのかがイメージできないところもあるので、お尋ねしたいのですが、資料3、2番目の丸「現状と課題」のところ、「日本語能力についての共通の指標を整備し、利用できるようにする」とあるのですが、共通の指標というのは例えばどのようなものをイメージしていらっしゃるのでしょうか。現時点でのお考えをお聞かせいただけるとありがたいです。

### ○根岸委員

まだ検討が始まったばかりですので、どれぐらい認識しているか分らないですが、多分問題意識は、今まで様々な日本語能力を測定するテストが作られてきていますが、それらがかなり独立して作られています。CEFRの話が出てきましたが、もともとはCEFRもヨーロッパの中でいろいろなテストが、ヨーロッパの場合はいろいろな言語に関するいろいろなテストが行われていて、ある種それらの比較をしようとしたときに、どっちが上なのか下なのか分らないなどというのも一つの開発のモチベーションになったと思うのです。日本語能力試験の状況もそれに似ているところがあって、それぞれ実施されている方は分かっていると思いますが、外から見るとそのレベル感であったり、テストの目的であったり、その使われ方も分かりにくいところもあるので、それらの様々なテストが一つの共通の枠組みのようなもので、まず整理することが必要ではないかというのがここでの趣旨かと思いますが、いかがでしょうか。

### ○石井主査

日本語教育機関は、進学で大学を目指したいという方が比較的多いと思いますが、地域の日本語教育の現場においても、評価の問題は日本語学習のモチベーションとして非常に重要な側面があります。多様な日本語学習の在り方を、場合によっては損なうおそれといたしませんでしょうか、試験対策のような実際の生活場面に必要なコミュニケーション能力の育成というようなことと、紙の評価でしょうか、そういう評価の乖離が問題になっていることも現状としてあろうかと思えます。これらのことを含めまして委員から御意見をいただければと思います。お願いします。

### ○戸田委員

地域に能力判定を持ち込むことに関しては慎重であるべきだと思っています。まず評価という

言葉自体が難しいと思われまますので、それをどう捉えるかが一番問題だと思います。地域の場合には到達目標があつてそれが達成できたという自覚があつてこそ、生きた良い形だと思いますので、また、そのことがその次のステップにつながり、フィードバックにもなります。

例えばC E F Rが皆さんに浸透していくことはいいと私は思いますが、その能力判定に関しては慎重であるべきだと思っています。学ぶ方々の意欲もそうですし、何を求めているのかということも個々に違いますので、難しいと思っております。

#### ○石井主査

ありがとうございます。今の御意見に対して、いかがですか。眞嶋委員。

#### ○眞嶋委員

今おっしゃったとおりだと思いますし、資料3の全体が判定基準というテーマになっていますが、評価で何を測るか、どう測るかという具体のところにはフォーカスがあるように見えておまして、そもそもどういう目的で評価するのか、なぜ評価が必要なのか。つまり評価、先ほど戸田委員がおっしゃったように、地域の日本語教室でしたら、それぞれに合った到達目標を決めて、それが達成できれば満足なわけですし、その学習者の方が何を求めているのかによりますので、一概にどんな学習者にも当てはまるような評価も、先ほど英語教育で英検だとかがあるとおっしゃっていて、そういうのを受けたい、受けて示す必要がある人たちは受けたらいいと思います。

日本語学習者がなべて、その一回のテストで何か能力を示す必要性が必ずある人ばかりではないと思いますので、先ほど3ページの説明のところにも、2番のところはどう測る、多様な評価にも触れられましたが、1回のペーパーテストで測るものではなくて、代替的な評価、パフォーマンステストとか、ポートフォリオにも触れていくという方針がすごくいいと思うのです。ですので、日本語能力というものを規格化されたといいますか、揺るがない規範化されたものを物差しにして、それで人の能力、多様な学習者のものを一度に測れるという前提は立てられないと思いますので、もうちょっと緩やかといいますか、学習者の目標・目的に合わせた評価の在り方を提示していくように今後示せたら、話ができたらいいいと思いました。

#### ○石井主査

ありがとうございます。先ほど神吉委員から挙手がありましたが、お願いします。

#### ○神吉委員

神吉です。今の眞嶋委員の御意見に加える形になると思いますが、誰が評価するのかということも重要なポイントだと思うのです。そういったことも含めて、いろいろ考えていかなければいけないだろうということで、一つ私が気になるのは、検討事項(案)の3番に、既存の日本語試験と関連付けの方法について検討するというのがあって、これは関連付けるという前提の話ですか、それとも関連付けるかどうかも含めて検討するということですか。

意見を言わせていただくなら、これは結構危ないと思っています、みんな関連付けたくなるのです。既存の、例えば今よく使われているNの幾つだと、自立した言語使用者だよ、じゃ、N3対策をしましょうよみたいな。これは個別の試験を批判しているわけではありません。でも、特に地域でそういうふうになりがちだと思うのです。加えて今、就労者がたくさん入ってきていて、地方の就労者たちが日本語学習の機会を地域の教室に求めてきている。そこで、雇用者がN幾つを目標にしてやってほしいと言われて、地域の教室がそれに引っ張られて動いていっている。そうすると、標準を定めてそこにかか点数化されるものがひも付けられることによって、根本的に我々が目指そうとしているところが全部ひっくり返ってしまうことになるかと非常に危ういと思

うので、この点は慎重に検討する必要があるかと思いました。

#### ○石井主査

ありがとうございます。南田委員、お願いします。

#### ○南田委員

私も皆さんと同じような意見でして、そもそも私の大きな課題認識としましては、働く外国人の方が今までN何とかを目指そうというような形で、働く場所ではそこまでの能力が必要でない内容も、試験のために学ばなければいけないというようなずれが大きな課題かと思っていました。前にこれまでの議論で、参照枠で読む、書く、聞くとで分けて、せっかくきちんと評価していこうということが来ていますので、生活のための試験、就労のための評価、留学のための評価とかそれぞれ評価の基準が違おうと思いますので、一律ではなくてそれぞれに合った評価試験ができるような、それが一般化されていくような、皆さんが分かっていくようなものになるといいのではないかと考えています。

特に特定技能なんかで、最近は受け入れの指標としての日本語能力がどのぐらいというものがかきちんと出てくると考えますので、そういったところに本当に使える、日本語を学ぶための試験ができるような仕組みというか、そういった形に議論として進めていただけると大変ありがたいと考えています。

#### ○石井主査

ありがとうございます。ほかに御意見、御質問でも結構です。黒崎委員。

#### ○黒崎委員

黒崎でございます。皆さんおっしゃってくださったことは全くそのとおりでと思います。私も6番のどう関連付けるかというところは非常に重要だと思います。結局、いろいろな試験ができて、それぞれの試験がどこの部分を測っているかというのは、多分、試験を行っている方々は明確に持っていらっしゃると思うのですが、それが受ける側にどのぐらい伝わっているのかというところがあるだろうと思います。

そうしますと、逆に昔、試験が少なかった頃のイメージがあって、1つの試験で全部の能力を測ってしまっているかのような錯覚になってしまって、その結果が、これだけの試験に合格しているのに話せないじゃないかとか、そういう評価になってしまって、結果的にその試験に対する評価がまた低くなってしまおうという悪循環みたいなものがあるのかと思うのです。なので、関連付ける方法はとても難しいとは思いますが、この試験では参照枠のどの部分を測る試験なんだということが明確にされ、この評価がそれこそ第三者評価のような形になっていけば、そういったところが明確になり、試験を利用する方たちも利用しやすくなるのではないかと。そういうことに使えるような、難しいとは思いますが、そういうものを目指していくといいのではないかと考えました。

以上でございます。

#### ○石井主査

ありがとうございます。今の御意見に対してもし何かありましたら、あるいは別なことでも結構です。お願いします。

#### ○松岡委員

松岡です。もし検討の過程で可能であれば、多分、いろいろな協会なり省庁から試験を作って

ほしいとか、必要性があるという要望がもし出ているのであれば、それを想定した上で、どこを測ったらいいのかとか、どういうものが必要なのかということも加味しながら検討していただけると、より実質的なものにつながるのではないかと思いますので、情報がどこまで入ってくるのかよく分からないですが、できるだけ何のために誰が使うのかという想定も加えた上で御検討をお願いしたいと思います。もし文化庁に今そういう情報があるのであれば、こっそりなのか、大っぴらなのか分からないですが、ぜひワーキングの方に伝えていただいて、こういうことも想定されていますということをやると、皆さんが危惧されているようなことが少し解消に向かうのかと思います。

以上です。

### ○松井日本語教育専門職

事務局から説明いたします。冒頭に座長の根岸委員からお話があったとおり、評価という言葉が含む範囲はとても広いものです。さらにevaluationとassessmentについて、これにどう訳語を充てるのかという議論の整理から始める必要があるかと思います。今年度の「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループで扱おうとしている評価は、もちろん試験も含まれますが、それだけにとどまらない、熟達度を点数のみで示すようなものではないポートフォリオやパフォーマンス評価等も含む評価の在りようの全貌を整理して、一体どのような目的においてどのような評価がありうるのかというような議論も含め、整理していきたいと思っております。

関連付けの方法については、松岡委員からもお話がありましたとおり、各省庁から日本語の試験の活用に向けて有効となる指標を示してほしいという要望があることも事実です。そういう中で「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループとして、何か日本語の試験を作ることではございません。現状の試験を「日本語教育の参照枠」に関連付けることにより、現行の試験をいかに広く活用いただけるかという方法についても今後検討いただけたらと思っております。

試験は社会的な影響力が大きいものですので、そこだけが注目されがちですが、今回検討していただく評価というものは、非常に広いものであること、そして様々な論点についての整理が必要であること、この点を十分踏まえて進めていけたらと思っております。

### ○石井主査

ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はいかがですか。ありましたらお願いいたします。村田委員、お願いします。

### ○村田委員

違う話題ですが、一次報告案の12ページにありますように、領域別の能力記述文というのが今後いろいろ領域でできてくると思います。それが適正なものかどうかを検証するというところで、ワーキングの検討事項の最初に検証方法が挙がって、その検証は非常に重要なことだと思うのですが、各領域別の能力記述文をどう作るのか、それぞれの領域でCan-doをどう作るのかは、今回参照枠に関する一連の発信の中で、何かこう触れられる予定があるのか。実はそこが大きなポイントで、そこがしっかりできていれば検証も比較的軽く済むのではないかと思いますので、そこをお伺いしたいと思います。

### ○松井日本語教育専門職

私から説明させていただいてもよろしいでしょうか。村田委員がおっしゃるとおり、能力記述文の作り方に関しては、今回のワーキンググループでも示していけたらと思っております。そこを明確に示すことによって、分野別、領域別の能力記述文が様々なところで作れるようになるということです。能力記述文の作り方と検証の方法までをセットにして示していけたらと思ってお

ります。

#### ○根岸委員

Can-doの作り方とそのCan-doを尺度に載せる検証の仕方という部分と多分二つあると思います。私たちの研究の経験上では、Can-doを作るだけではテストには直接結び付かないので、Can-doをベースに作ったテストの検証の仕方とか、Can-doとは独立して作られているテストをCan-doと結び付ける試みとかという2つのことが多分関わってくるかと思います。

#### ○石井主査

神吉さん、お願いします。

#### ○神吉委員

神吉です。全体的な評価のレベル感みたいなのがさっき一次報告でも出ていましたが、基本的にはここで考えるものは、共通するベースになるところを厚くしていくということですね。適切に伝えられるかどうか分かりませんが意見がありまして、私、以前EPA看護・介護の受け入れ事業が始まったとき、その担当をしていました。そのときに、省庁も受け入れ先現場もN3レベルに達したら、次はN2でしょうみたいな話になるのです。私は、そうじゃなくて、N3ぐらいの基礎的な力を付けたら、今度は横に広げるというのでしょうか、介護に関係することが実際にできるようになっていかないと、職場でうまくいかないとしますよとずっと伝えようとしていました。省庁とか、現場の方にずっとこの話をしていたのですが、結局、なかなかそこが理解されなかったところがありました。何かこう、能力が縦にというか上に積み上がっていくというイメージがすごくあるので、その辺をどういうふうに伝えていけばいいのかが大きな課題かを感じているところです。

#### ○根岸委員

昨年度も発言したと思うのですが、今のことに関連して、CEFRのコンパニオン・ボリュームではプロファイリングという考え方が提唱されています。私たちは往々にして、この人はこのレベルというふうに一面的に捉えようとしてしまうのですが、実際は凸凹があります。今おっしゃったように職種や学習目的などによって、あることはこのレベルまで行きたい、あることはこのぐらいでいいということがあるので、実際はかなり凸凹です。恐らく、一元的にレベルを測るということではなくて、その人のニーズあるいはその職種のニーズをよく把握した上で、そこでのCan-doが開発されたり、そのための評価がなされたりというようになっていくのがいいのではないかと今、お話を聞いていて思いました。

#### ○石井主査

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

大分いろいろな角度からの御意見をいただきましたと思います。根岸委員、今日はどうもありがとうございました。ワーキンググループの皆様には引き続きよろしく願いいたします。

次に議事3「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定です。このワーキンググループは今期まだ開催されておられませんので、予定している進め方について、事務局から御説明をお願いします。

#### ○北村日本語教育専門職

資料4「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方について」を御覧ください。1ページ目は、第100回日本語教育小委員会で

先生方に御承認いただいたものですが、持ち回り開催であったことから、今回改めて御説明します。

経緯の項目を御覧ください。平成22年に国語分科会において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容、方法について御審議いただきました。その結果取りまとめていただきましたのが、今回改定に取り掛かる「標準的なカリキュラム案」です。机上に黄色の冊子を置いてありますが、こちらが改定の対象となる「標準的なカリキュラム案」です。こちらは現在、地域の日本語教室をはじめ、多くの日本語教育現場で御活用いただいていると承知しております。

この「標準的なカリキュラム案」については、さらに平成25年に日本語教育小委員会に設置されました論点整理に関するワーキンググループにおいて、日本語教育推進における11の論点を取りまとめられた中に、1つとして論点4、「標準的なカリキュラム案」等の活用についてとして挙げられております。そこに挙げられていることから、今回、活用に向けた見直しをしようとしている状況です。同じく改定に関するワーキンググループですが、その中で挙げられました論点4に基づき設置されたものとなっております。

また、後ほど国語課長から御説明しますが、一昨日閣議決定されました基「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」においては、この「標準的なカリキュラム案」に関連する地域における日本語教育にも言及があります。ここには我が国に在留する全ての外国人が対象であり、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語教育を身に付けること、そして教育、就労、生活の場で、より円滑に意思疎通できるようになることを目指し、地域日本語教育環境の評価のために必要な施策を講じると示されています。

以上のことを踏まえ、施策における「標準的なカリキュラム案」の位置付けを見直すとともに、時代や他の政策に合った「生活者としての外国人」のための教育内容を再度検討し、更に現場で求められるものとしていく必要があると考えております。

続いて丸の2つ目、現状と課題の項目を御覧ください。ポツの1つ目です。現在の「標準的なカリキュラム案」については、広く活用されている一方で、その指標の中で、熟達度を示すレベルや言語活動別の詳細な能力記述がないというような御指摘もいただいております。

「標準的なカリキュラム案」の今申し上げた項目については、お手元に「標準的なカリキュラム案」がある方は14ページから15ページを御覧ください。こちらに具体的な学習項目の要素として、様々な生活上の行為として挙げられている医療機関で治療を受ける、問診票に記入するといった項目の学習の要素が右の方にずっと挙げられているわけですが、こちらにはレベルとか言語活動別の能力記述、特に技能別の能力記述等は示されていないという現状・課題があります。

次に、ポツの2つ目について御説明します。この「標準的なカリキュラム案」では「生活上の行為の事例」が示されていますが、策定から約10年がたっていること、更には昨年度4月の改正入管法の施行に伴う、特に学習者の状況の変化を鑑みまして、見直しが求められているのではないかと考えているところです。これらの事情を勘案しまして、内容を見直すだけではなく、「生活者としての外国人」が目標とする言語活動、そして日本語の熟達度のレベルをどのように設定するかを検討していく必要があるのではないかと考えています。更に申し上げますと、「標準的なカリキュラム案」には、緊急性の観点から、働く、そして教育、子育てという項目について内容が提示されておりません。今後、これらを含めるべきかどうかは御議論いただきたいと考えています。

続いて丸の四つ目、方法を御覧ください。先ほどの現状と課題を踏まえまして、小委員会の下にワーキンググループを設置いたします。そして、審議のための検討及び資料作成を行うこととし、その基礎資料を収集するため、今年度中に調査研究を実施いたします。この調査研究の結果を踏まえて、ワーキンググループでの議論の材料としたいと考えているところです。

続いて丸の五つ目、検討事項（案）では、さきに課題として申し上げましたレベルについて検

討していくことを1つ目として挙げております。ポツの2つ目として、生活上の行為の事例、ポツの三つ目として、それらに基づく学習項目の要素、そして『日本語教育の参照枠』一次報告(案)の中に、試案として含められました「標準的なカリキュラム案」Can-doを参考に、新しく挙げられました生活上の行為のCan-do作成にも取り組みたいと考えております。

以上がこのワーキンググループの進め方、活動内容となります。

続いて、資料4の裏面を御覧ください。2ページ目になります。先ほど申し上げましたこのワーキンググループが参考とする調査研究の内容(案)です。

目的は、まずこのワーキンググループの改定作業の基礎資料とすること、そして期間は今年8月から来年の3月を予定しております。このワーキンググループと同時進行で調査研究を進めていくこととなりますが、調査研究にもワーキンググループの先生方に御意見をいただきつつ、進めたいと考えております。

具体的な調査研究の内容ですが、『日本語教育の参照枠』一次報告(案)、そして「標準的なカリキュラム案Can-do」(試案)を参考として、(1)として挙げているレベルの検討、(2)として挙げております先行研究に基づく文献調査、こちらは国立国語研究所や国際日本語普及協会(AJALT)が発表されておりますリソース型生活日本語等を参考にしたいと考えております。

三つ目として実態調査、そして(4)それらの分析を踏まえて、最終的にはこれらの結果を踏まえましたCan-do作成までを行うことを目標としております。

以上が資料4に関するワーキンググループの進め方、そして調査研究の御説明となります。

#### ○石井主査

ありがとうございます。御説明に関する何か不明な点、御質問がありましたらお願いします。

#### ○松岡委員

この調査研究は具体的にどのように、誰が進めるのか教えてください。

#### ○北村日本語教育専門職

承知しました。この調査研究につきましては、ワーキンググループが開催されましたら、まず内容案をそこで御検討いただきます。そして、その後事業者の募集を行いまして、委託事業として調査、分析等を担っていただくことを想定しております。

#### ○石井主査

よろしいでしょうか。島田委員、お願いします。

#### ○島田委員

裏面と表にもあるのですが、内容の(1)レベルの検討ですが、このレベルは、項目というか記述文それぞれのレベルということかと思って聞いていたのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

#### ○北村日本語教育専門職

それも含んでいますが、主に考えておりますのは資料2『日本語教育の参照枠』一次報告(案)、69ページから「標準的なカリキュラム案Can-do」一覧(試案)が示されております。こちらに「標準的なカリキュラム案Can-do」が羅列されており、一番右にCEFRレベルとして、A1、A2とか振ってありますが、A1がピンク、A2がオレンジとなっております。ざっとページをめくって見ていただきますと、A1、A2の項目がかなり多いという状況となっております。

一方で、「生活者としての外国人」には、緑のB1、青のB2が網羅的に必要ではなく求められ

ないものがあると思いますので、こちらを見ていくとともに、この分類で言う薄いレベルのところにCan-doを追加したらよいのではないかと現状は考えています。

#### ○石井主査

神吉委員が手を挙げていらっしゃいます。はい。

#### ○神吉委員

神吉です。このカリキュラム案の改定は、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の全体的な考え方をもう一度見直そうという理解でよろしいですね。閣議決定の「自立した言語使用者」を目指すという前提が追加され、それを踏まえたものとする解釈をしています。

まず一つ目は、現状と課題というところですが、この辺りに加えて、何となく個人が自分の力でやる、一人でやれるということを目指している雰囲気があるような気がします。もちろん自立は重要ですが、人とのつながりを作るなどといったソーシャルな関係性を作っていくことを前提として、人と協力し合いながら、学んだり課題を達成したりする内容がカリキュラム案に含まれる必要があるのではないかとというのが一つです。

二つ目に、当初のものは60時間目安もありましたが、「自立した言語使用者」ということになると、当然それでは足りないと思います。それから「生活者としての外国人」のための日本語教育のリソース、人はもちろんのこと、地域の場合は特に学習する場所が確保できないとかいった問題等もあります。こうした様々な点でいろいろな体制整備が必要になってくるでしょう。それを全てここの場で議論することはできないと思いますが、そういうことも含めて変えていかないといけないということを小委員会からきちんと発信する必要があると思います。

それから三つ目に、基礎段階を集中して学ぶというイメージになりがちですが、地域の場合、学習の中途離脱者が多いわけです。ただ、その人たちもしばらく後に、また学びたいなど、いろいろな学びのルートがあると思います。そういう柔軟なライフコースに対応できるような考え方をに入れていく必要があるのではないかと考えています。以上です。

#### ○石井主査

他にありましたらお願いします。では、浜田委員、お願いします。

#### ○浜田委員

今回、「生活者としての外国人」Can-doの見直しということですので、先ほどの一次報告案で言うところの生活Can-do、一次報告案の12ページに全体的な枠を示していただいていたのですが、その生活Can-doのところの見直しがなされると思っています。先ほどの御説明ですと、いろいろな業界団体あるいは省庁も含めて、就労についても、できるだけ早くCan-doを必要としている状況があるということもありましたので、今後、そちらについて文化庁として取り組んでいかれるのか、それともそれは他の省庁に任せるのか、その辺りはどうでしょうか。もし分かれば教えてください。

#### ○北村日本語教育専門職

事務局よりお答えいたします。「標準的なカリキュラム案」の中にも、「働く」という項目は、カリキュラム案の範囲として提示がございます。この改定作業の中ではそこにも触れていきたいと考えております。また、厚生労働省においても、就労のための評価のための枠組みを作ろうという動きが事業として動いているそうですので、そこの連絡調整もしっかりしつつ、住み分けるのか、協力するのかということも併せて検討し、「働く」という項目についても検討ができればと考えております。



## ○浜田委員

ありがとうございました。就労という場面での活躍を期待されている方々の日本語教育をどう考えていくかは非常に大事なところだと思いますので、この「標準的カリキュラム案」の理念がほかの場面でも共有されるようになっていったら良いと思っています。

## ○石井主査

「日本語教育の参照枠」に基づいてカリキュラム案が設定されることになるわけですが、このカリキュラム案は平成22年に国語分科会報告として取りまとめたから10年間が経過しているわけです。社会状況も大きく変化していますから、生活上の行為について見直しを図るということ、今までカリキュラム案にはなかったレベルを設定し、生活上の行為の事例やCan-doなど『日本語教育の参照枠』一次報告(案)」を踏まえて策定することが一つ、今後具体的に実行できる課題だと思います。それがどの程度年数がかかるのか、事務局の見込みとしては、2年程度と伺ったように思います。

## ○北村日本語教育専門職

調査研究も同時進行で行いますので、今年、調査研究と審議を同時に進行しまして、来年度も引き続き実施し、約2年間実施する予定であります。

## ○石井主査

ありがとうございます。文化庁が令和元年度から、全国の自治体に日本語教育が行きわたることを目的として、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を実施しているわけですが、都道府県あるいは政令指定都市が日本語教育の実態調査を行った上で基本計画を策定して、日本語教育の体制づくりを進めているところと承知しております。確実に展開していくということで、先ほど来いろいろところで御意見が出ましたが、それが具体的なものとなっていくとよろしいかと思います。その他、地域の日本語教育のよりどころになるカリキュラム案が全国で使えるように整備されるということが急がれていると思います。社会の要請があること、この小委員会としてもそれを十分認識していかなばならないと思っております。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育に携わる地域日本語教育コーディネーター、あるいは日本語教師に一層御活躍いただけるよう、そのカリキュラム案を改善していくということになるかと思えます。この小委員会からも、戸田委員、松岡委員がワーキングに加わっていらっしゃいます。いろいろ案も出されましたが、加えて何かお二方からお気付きの点、御意見などございましたら、お出しいただければと思います。戸田委員、お願いいたします。

## ○戸田委員

戸田です。地域でこの「標準的カリキュラム案」を使っている方々からは、段階別、レベル別のものがあると良いと聞いておりますので、それが進められることは大切なことだと思います。また、先ほど来皆様がお話しになっているように、就労者も含めて対象別の内容が定められていけばよいと思います。

この時代ですし、教室にスマートフォンを持って来ている学習者も多いので、ICTの活用が今後の課題になると思っています。このカリキュラム案ですが、CEFRも含めてこれを地域にどのように説明していくのか、カリキュラム案が改定されたところで、どうやって皆さんに使っていただくかが重要だと思っています。これから地域の日本語教育に関わる方々の力がますます必要になってきますので、ぜひ分かりやすく、使いやすいものにしていかなければならないのではないかと思います。

### ○石井主査

松岡委員，お願いします。

### ○松岡委員

政府が閣議決定された文言も，文化庁が使っている文言も気になっているのですが，他の部分は児童，生徒，留学生，就労，難民など，人が対象になった日本語教育ですが，なぜ地域日本語教育だけ教育が行われている場が挙げられているのか疑問です。カリキュラムとしては「生活者としての外国人」のための」となっているので，人がある程度想定されているものでいいと思うのですが，このカリキュラムがどこでどう使われるのか，どこがどのように，どこまでをやるのか整理する必要があると思います。「生活者」だからここまで日本語教育をしてくださいという制度で位置付けていくことを想定していらっしゃるのかということも含めて，少し文言の整理，それから責任体制の整理というのをつなげるような形でカリキュラムを考えていくべきかと思っています。

### ○石井主査

とても重要なところだと思いますが，実際にやっていて確かに地域というところの名称について恐らくほかの特定の職種，立場とかというところにくっつてはいけないような状況はありますが，そこが今，地域日本語教育に関わっている人たちの様々なジレンマであったり，継続の難しさが出てきたりという，その問題意識とつながっているような気もしていました。

ほかに地域で展開する日本語教育に関して，御意見があればお願いいたします。

### ○根岸委員

一つ教えていただきたいのですが，いいでしょうか。多分，私が一人だけ英語関係で分野外で理解できていないのかもしれませんが，すごく基本的な表現の問題です。「生活者としての外国人」が何を指すのかというのが外から見たときに分からなかったのですが，とりわけ2つ目の丸，最初の1ポツのところ，そこで「国内の『生活者としての外国人』に対する日本語教育においては」とあるので，国外の生活者としての外国人というのが来るのかと思うとそれはなくて。なので，確認ですが，つまり「生活者としての外国人」というのは，専ら「国内の『生活者としての外国人』」という理解でいいのでしょうか。「外国の『生活者としての外国人』」と言うと日本語として分かりにくくなってしまってもかもしれませんが，日本国外にいて，何らかの生活者として日本語を使っている人たちが，この全体的な議論の中に含まれるのか，専ら国内の『生活者としての外国人』ということなのかが，外から見たときに分からなくて混乱してしまったのですが，その辺りはいかがでしょうか。

### ○石井主査

今の御質問を受けて，私自身も，国内でない，国外にいる生活者の外国人というような言葉を一度も聞いたことがないので，意識の中に存在しませんでした。恐らく国語課でも，これは国内と国外を対比させようという意図ではない名称の設定だと考えますから，それでよろしいですか。

### ○北村日本語教育専門職

石井主査のおっしゃるとおり，対比の意図はございません。国内で生活する外国人という意味で，「生活者としての外国人」と言っております。

### ○根岸委員

私はあまり詳しくありませんが，例えば国外の日本企業の中で，ある種生活者として日本語を

使いながら働く、外国人の人たちみたいなものというのはここには含まないということですね。

#### ○北村日本語教育専門職

ここで指していますのは、国内に在留している全ての外国人の生活という側面にフォーカスを当てたときの「生活者としての外国人」と言っています。根岸委員がおっしゃったような外国人の方々も普段は日常生活を送り、生活という側面を持つという意味でこの対象には入ると認識しております。

#### ○根岸委員

分かりました。

#### ○石井主査

よろしければ最後の議事に移りたいと思います。その他として、6月23日に閣議決定された国の日本語教育に関する基本方針及び日本語教育教師の資格に関する検討です。これを踏まえた資格の検討のための教育者会議について、事務局から御報告をいただきたいと思います。これは高橋国語課長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○高橋国語課長

文化庁国語課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

初めに委員の先生方におかれましては、昨年度に引き続きまして今年度も審議会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。また、本年も精力的な御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、参考資料2、オレンジ色の資料と、その後ろに冊子として本文が付いている資料ですが、こちらが6月23日に閣議決定いたしました「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」です。簡単に申し上げますと、日本語教育の推進に関する国の基本方針を、政府全体で決定したという文章です。

経緯を簡単に申し上げます。昨年6月に、前期の通常国会に「日本語教育の推進に関する法律」が成立・施行されました。この中で、国に日本語教育の政策の推進に関する基本的な方針を閣議決定することと定められました。これを受けて1年ほど議論を重ね、今回まとめたものです。

この基本方針の意義は、これまで日本語教育の施策は、担当する省庁ごとの政策目的に沿ってそれぞれに推進されてきた面がございますが、これを政府全体として総合的に体系立て政策として整理し、政府として進めていくということが決まったということと言えます。こういった形で日本語教育政策が国において位置付けられるのは初めてだと考えております。この方針が出来、政策のステージが一つになったことにより、政府一丸となって取り組むこととなり、日本語教育は次の段階に進んだと言ってもよろしいかと思っております。

中身ですが、大きく1章、2章、3章と3章立てになっております。1章は日本語教育の推進の基本的な方向という総則的な規定です。ここに記載されているものは、日本語教育推進の目的、共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展といったことですが、1章の2番目に、国に日本語教育を推進していくための責務を課していること、地方公共団体にも同じようをお願いするということが掲げられております。更に、事業主の責務が今回新たに立っております。これは、事業主、企業の責務として、企業で雇われている外国人の方々、その御家族に対する日本語学習の機会の提供支援に努めるという努力義務規定が課せられています。この辺りが基本方針の総則の部分でございます。

続きまして第2章は政府全体の日本語教育施策推進のための各種施策について、取りまとめた部分になります。各省の施策を政府全体として位置付けた上で、推進していくということが書か

れており、大きく6項目ございます。1番は日本語教育の機会の拡充として日本語教育の学習機会を確保し、量的な意味で拡充していくということ。それから、本審議会が密接に関わっている部分ですが、日本語教育の質の維持向上に関わる施策が3番、4番、5番になります。2番と6番は、国民の理解と関心の増進や、調査研究、情報提供ということで、量と質とはまた違う意味合いの施策となります。

1番の日本語教育の機会の拡充ですが、国内と海外でそれぞれ学習機会を確保するということが、大きく施策が2種類あります。まず国内ですが、この方針の中では施策を主に学習者を対象別に分類しています。まず、幼児・児童・生徒に対する日本語教育施策、留学生に対する施策、働いている方々への施策、難民の方に対する施策、地域日本語教育として「生活者としての外国人」、住民としての外国人に対する日本語教育施策に類型化した上で、具体的に施策を進めていくということでございます。

主要なものを御紹介しますと、例えば学校教育では、外国人児童・生徒に対する日本語指導に対応していくための教員の確保をまず前提として、日本語指導補助者や保護支援員といった方々を学校に配置していくことが記載されています。また、留学生の就職のための日本語教育の推進、教材開発、それから地域の日本語教育の体制づくりを進めていくといったことなどが記載されています。

「日本語教育の推進に関する法律」については、文部科学省と外務省の共管の法律とされております。その意味は、国内の部分については、文部科学省が全体としてまとめ、海外については外務省がまとめるという両省で見ることになっております。

1の(2)の海外の部分については、海外における外国人に対する日本語教育の推進、在留外国人、日系の方々で移住された方の子孫などに対する日本語教育ということで、外務省、国際交流基金、JICAなどの施策が位置付けられています。

3番の日本語教育の水準の維持向上等では、特に(2)日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等ということで、14ページになりますが、「日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等」がございます。文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」報告で示された教育内容等に基づき、生活者としての外国人、留学生、児童・生徒等、就労者、学習支援者等に対する人材の養成・研修を推進するためのカリキュラム開発の実施やその普及を図ると記載されております。この審議会でも取りまとめたいただいた報告が展開しております。

それから15ページ一番上に「日本語教師の資格の在り方について」の報告を踏まえ、新たな日本語教師の資格の制度設計を行い必要な措置を講ずるということが国の方針として位置付けられております。

それから、4番の教育課程の編成に係る指針の策定等として、16ページ一番上ですが、「日本語教育の参照枠」について文化審議会国語分科会において検討・作成するということが、『生活者としての外国人』の標準的なカリキュラム案の改定を行うということ、16ページの一番下ですが、「日本語能力の判定基準について」検討・作成をしていくということで、本審議会の下で今後進められていく審議内容につきましても、閣議決定ということで、政府の政策の中に位置付けをさせていただいているところです。

最後に第3章その他重要事項でございます。3章の2番、日本語教育を行う機関に関する制度の整備についても法律で求められていることから、今後検討を行って参ります。

3番目、基本方針の見直しについては、おおむね5年ごとに検討を加えるとされておりますので、逆にこの方針は今後5年を見据えた方針として策定されているということですが、必要があると認めるときは、適宜見直していくことになっております。

参考資料2の基本方針については、以上でございます。

次に参考資料3「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議の設置について」でござい

す。こちらは、令和元年度3月10日にまとめられました「日本語教師の資格の在り方について」の報告を踏まえまして、今後、制度設計を行っていくわけですが、この制度の実施に関連する事項の詳細について更に検討するため、調査研究協力者会議を文化庁に置かせていただきたいと思いますと考えております。

2番、検討事項にありますが、3月の報告で「今後更に検討が必要な事項」として位置付けられた各項目について細部を検討してまいりたいと考えております。本協力者会議のメンバーにつきましては、次のページ、委員一覧にございますが、必要に応じて、委員以外の方の協力を得ることができることになっておりますので、いろいろな方の御意見を伺う機会も持てるようにしております。これは文化庁で、協力者会議の事務局を務めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

#### ○石井主査

高橋課長、どうもありがとうございます。何か委員から御質問などがございましたらお願いします。

#### ○井上委員

一昨日、閣議決定されたこの基本的な方針についてですが、いろいろ必要な措置を講じるということが書かれておりますが、具体的にいつまでにするというような目標はどこかに決められているのでしょうか。

#### ○高橋国語課長

御質問ありがとうございます。期限についてはそれぞれの施策ごとに目標があると思っておりますので、それぞれの施策ごとに目標が掲げられることになると思っております。1つ1つがここに書いてあるわけではありませんが、ただ、全体として基本的な方針がおおむね5年ごとに検討ということですので、おおむね今後5年において進めていく施策がここに盛り込まれていると御理解いただければと思います。必ず来年まで、再来年までという目標まで書かれてはいたませんが、おおむね5年の方針として、各種施策が位置付けられているということでございます。

#### ○石井主査

ほか御質問はいかがですか。よろしいですか。今日は本当に集中してたくさんの方の御意見をいただきまして、ありがとうございます。まだ課題はたくさんございますが、今日は時間になろうとしております。ありがとうございました。事務局にお預けいたします。

#### ○増田日本語教育調査官

御審議ありがとうございました。次回第102回日本語教育小委員会は9月10日木曜日の午後に開催を予定しております。詳細な時間及び会場につきましては、確定しましたら改めて御連絡をさせていただきたいと思います。御出席のほどよろしく願いいたします。なお、開催通知は別途、1週間ぐらい前に文化庁のホームページでも公開させていただきたいと思います。

#### ○石井主査

これで第101回の日本語教育小委員会を閉会といたします。皆様、ありがとうございました。